

# 通信 i・ストリーム(法人版) VOL. 13



文:小川 康成 ファイナンシャル・プランナー

## 「中小企業の事業承継支援策始まる」

今年4月1日より、事業承継税制が改正されました。

背景には深刻な中小企業の後継者不足があります。今後 10 年間で平均引退年齢の 70 歳を超える中小企業の経営者は 245 万人、その内半数の 127 万人が後継者未定 (日本の企業の 1/3!?) このままでは後継者不在による廃業会社が急増して、2025 年までに 650 万人の雇用・約 22 兆 円の GDP が失われると予測され、地方であるほど問題は深刻です。

• 今回の改正は、国の危機感を反映したもの!?

## 平成 29 年度 補正予算案額 50 億円

事業承継補助金:前年度の9億円から一気に30億円に予算増額 プッシュ型事業承継支援高度化事業:20億円(事業承継診断・年5万社)

- 後継者が決まっている企業には税制措置による円滑な承継を
- 後継者が決まっていない企業には気づきの機会提供、マッチング支援による後継者探し

事業承継支援を 今後 10 年間集中して実施!

## ~事業承継の課題~

- ◆「後継者への株式譲渡」「自社株の評価額」が<u>事業者の66%</u>
- ◆ 現状では、<u>実際の株式の換金性は極めて低い</u>にも関わらず、**後継者個人が 多額の贈与税・相続税をおさめる必要がある。**

#### 【贈与税モデルケース】

例えば、資本金 1,000 万円 従業員 34 名 株式評価 1.5 億円の場合

⇒ 約7,550万円の贈与税を後継者個人が負担

高額の納税が「事業承継」の妨げになっているケースも多数あります。



#### ここで質問です。

- ① 会社で株券を発行していますか?もしくは株券不発行会社になっていますか?
- ② 後継者(もしくは後継予定者)を会社法上の役員にしていますか? \*執行役員は対象外
- ③ 後継者の方は、株や土地・建物以外で、相続税を支払う事の可能な現金をお持ちですか?

もし、ひとつでも該当しない物があれば、裏面もご覧いただきたいと思います。「



## ~対策を今後5年以内にすべき理由~

経済産業省が事業承継支援策を 10 年間に集中して実施します!

\*実施計画の届け出が必要 (H30.4.1~H35.3.31 まで) ←ここが重要です!

#### 支援策には大きく3つの柱があります

- ① 「気づきの機会の提供」…プッシュ型事業承継診断(専門家の派遣含む)
- ②「事業承継の円滑化」…事業承継税制の拡充(株式贈与・相続時の免除)
- ③「マッチング支援」…第三者への M&A 等で後継者不在の場合、受け皿事業者の紹介

### ☆改正・事業承継税制では

- ◆ 自社の株式の贈与に関して 100%の納税猶予が受けられます
- ◆ 複数の株主 ⇒ 後継者(最大3人まで)に贈与が可能
- ◆ 改正前にネックだった5年間平均で雇用の8割を維持する基準が事実上撤廃

となり、事業承継に係る金銭負担はゼロになるのです

### 後継者不在で親族内承継が難しい場合の対応は?

- ①第三者へ承継する
- ② M&A で事業譲渡する
- ③ 廃業する



会社の平均年齢が10歳若返ると、生産性が1.6ポイント上がるというデータもありますが、後継者が真に会社のトップとして動けるようになると言われる期間の5年~10年をイメージし、今から自社の10年後に向けて準備する。今回の施策は、そのきっかけとして丁度良い機会に思えます。

参考資料:経済産業省「事業承継支援策について」

